

化学物質の管理と使用量の削減

化学物質に関する法規制を順守し、適正な管理のもとに使用量削減に取り組んでいます。

化学物質のリスク管理と削減方針

化学物質のリスク管理は、製造工程で使用される化学物質と製品に含有される化学物質のリスク管理に分けられます。

1. 製造工程で使用される化学物質のリスクとは、
 - ・ 製造に従事する方の健康への影響
 - ・ 近隣住民、地域への健康や環境への影響
2. 製品に含有される化学物質のリスクとは、
 - ・ お客様が製品を使用される際の健康への影響
 - ・ 廃棄処理された後の環境への影響

であり、これらのリスクを適切に管理し、リスクの少ない化学物質への代替を進めています。

PRTR法対象化学物質の管理

カシオで使用するPRTR法対象化学物質は16種類あります。この中でデバイス事業が14種類の化学物質を使用しており、使用量も約99.7%を占めています。

＜カシオマイクロニクス例＞

購入資材の実質B区分以上の対処すべき法規（調査結果）

No.	製品名	環境区分	CAS#	対処すべき法律
1	○○○	A	7439-92-1	RoHS指令
2	○○○	A	7439-92-1	RoHS指令
3	○○○	B	7664-93-9	労安法

- A：禁止物質
- B：削減物質
- C：管理物質
- E：一般物質

化学物質管理システム

環境管理 No.	事業区分	製品名	資材コード	MSDS	化学物質含有調査票	法令別対処マニュアル	ICPデータ	カタログ	非含有保証書類
0001	B	○○○	123	○	○	○	○	—	—
0002	B	△△△	456	○	○	○	—	—	—
0003	B	◎◎◎	789	○	○	○	—	—	—

2005年度PRTR対象化学物質の取扱量と排出量・移動量 (単位:トン)

第1種指定化学物質名	物質番号	1トン以上の取扱事業所	取扱量	排出量		除去処理量	移動量 廃棄量	消費量	リサイクル量
				大気	公共用水域				
2-アミノエタノール	16	2	36.75	0.07		13.61	2.56		20.51
アンチモン及びその化合物	25		0.3				0.3		
ビスフェノールA型エポキシ樹脂	30		0.05				0.05		
エチルベンゼン	40	1	9.38	4.12			3.88		
エチレンジクロール	43	1	4.36				4.36		
N,N-ジメチルホルムアミド	58		0.18	0.07			0.11		
キシレン	63	1	42.23	20.36			21.87		
酢酸2エトキシエチル	101	3	17.42	10.16			7.26		
有機スズ化合物	176	1	5.51				5.51		
チオ尿素	181	1	30.54				30.53		
銅水溶性塩	207	1	47.99	0.01	0.12				47.86
トルエン	227		0.37	0.2			0.17		
鉛及びその他の化合物	230		0.46					0.44	0.02
ニッケル化合物	232	1	1.2				1.2		
フッ化水素及びその水溶性塩	283	1	8.18	0.04	1.59		6.54		
オクチルフェニルエーテル	308	1	3.65				3.65		
合計			208.57	35.02	1.71	13.61	87.94	0.49	68.39

デバイス事業の特徴として、納品先から要求される化学物質の管理項目が多いことが挙げられます。

カシオマイクロニクスでは、このような要求に応えるために、2005年11月に独自の化学物質管理情報を開示するシステムを構築しました。これは、納品先に納める製品および製造工程に必要な資材に含まれる化学物質の管理レベルをA、B、C、Eの4種類に区分し、調査を行うもので、その調査結果をもとに、社内ホームページの化学物質管理情報へ登録しました。

さらに、2006年2月には、この化学物質管理情報へ登録された内容をカシオマイクロニクスの基幹管理システム(AS100)へ新規登録できる化学物質管理システムを構築しました。これにより、登録された資材に含有されている物質別使用量、該当する法規制の把握や監視を効率化することが可能になりました。

PCB含有機器の管理と処理

カシオは、高圧コンデンサー19個、小型安定器258台のPCB含有機器を羽村技術センター、八王子技術センターおよび甲府カシオ(本社)において、法律で決められた方法で保管しています。

羽村技術センター、八王子技術センターで保管している高圧コンデンサー13個、小型安定器258台については、すでに日本環境安全事業(株)のエリア別事業開始にあわせて無害化処理を2007年度までに、甲府カシオ(本社)で保管している高圧コンデンサー6個についてもエリア別事業開始にあわせて、2008年度までに無害化処理を完了する予定です。

有害化学物質の廃除および登録

EUのRoHS指令に対する対応は2005年末で完了しました。

今後は、資源有効利用促進法の改正によって義務づけられたJ-Moss(特定有害物質の含有状況の表示)および北米や中国でのRoHS指令相当の法規制(鉛、カドミウム、水銀、六価クロム)やREACH指令についても、廃除および登録に向けて取り組んでいきます。

石綿(アスベスト)への対応

2005年度、飛散性アスベストの調査を、国内で所有する建物を対象に行いました。その結果、4箇所(羽村技術センター、甲府カシオ(本社)、カシオ日立モバイルコミュニケーションズ、湯河原保養所)で飛散性アスベストが確認されました。ただし、規定値を超えるような飛散はいずれも認められませんでした。

これら4箇所についてのアスベスト除去作業を2006年末までに終える予定です。